

別紙 1（介護保険法第 115 条の 44 の 2 第 2 項の規定に基づき報告を求める介護サービス事業者経営情報）

※は、任意記載の項目とする。

1. 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

- (1) 事業所又は施設の名称
- (2) 法人等の名称
- (3) 法人番号
- (4) 介護事業所番号
- (5) 介護事業所で提供しているサービスの種類
- (6) 法人等の会計年度末
- (7) 法人等の採用している会計基準
- (8) 消費税の経理方式

2. 事業所又は施設の収益及び費用の内容

- (1) 介護事業収益
 - ①うち施設介護料収益 ※
 - ②うち居宅介護料収益 ※
 - ③うち居宅介護支援介護料収益 ※
 - ④うち保険外収益 ※
- (2) 介護事業費用
 - ①うち給与費
 - ア) うち給与
 - イ) うち役員報酬 ※
 - ウ) うち退職給与引当金繰入 ※
 - エ) うち法定福利費 ※
 - ②うち業務委託費
 - ア) うち給食委託費 ※
 - ③うち減価償却費
 - ④うち水道光熱費
 - ⑤うちその他費用
 - ア) うち材料費 ※
 - i) うち給食材料費 ※
 - イ) うち研修費※
 - ウ) うち本部費 ※

- エ) うち車両費 ※
- オ) うち控除対象外消費税等負担額 ※
- (3) 事業外収益 ※
 - ① うち受取利息配当金 ※
 - ② うち運営費補助金収益 ※
 - ③ うち施設整備補助金収益 ※
 - ④ うち寄付金※
- (4) 事業外費用 ※
 - ① うち借入金利息 ※
- (5) 特別収益 ※
- (6) 特別費用 ※
- (7) 法人税、住民税及び事業税負担額 ※

(注) 上記項目と、各会計基準上の勘定科目との対応関係については、別紙2を参照されたい。

3. 事業所又は施設の職員の職種別人数その他の人員に関する事項

(1) 次の職種ごとのその人数(常勤・非常勤別)

- ① 管理者
- ② 医師
- ③ 歯科医師
- ④ 薬剤師
- ⑤ 看護師
- ⑥ 准看護師
- ⑦ 介護職員(介護福祉士)
- ⑧ 理学療法士
- ⑨ 作業療法士
- ⑩ 言語聴覚士
- ⑪ 柔道整復師・あん摩マッサージ師
- ⑫ 生活相談員・支援相談員
- ⑬ 福祉用具専門相談員
- ⑭ 栄養士・管理栄養士
- ⑮ 調理員
- ⑯ 事務職員
- ⑰ その他の職員
- ⑱ 上記のうち介護支援専門員・計画作成担当者

- ⑰ 上記のうち訪問介護のサービス提供責任者
(2)(1)に掲げる職種ごとの給与及び賞与 ※

4. その他必要な事項

- (1) 複数の介護サービス事業の有無
- (2) 介護サービス事業以外の事業（医療・障害福祉サービス）の有無
- (3) 医療における事業収益 ※
- (4) 医療における延べ在院者数 ※
- (5) 医療における外来患者数 ※
- (6) 障害福祉サービスにおける事業収益 ※
- (7) 障害福祉サービスにおける延べ利用者数 ※

(注) 第2(6)のとおり、介護サービス以外の事業を行う事業者において、介護サービスとそれ以外の事業の収益又は費用を分けて報告ができない場合には、できる限り(3)～(7)について報告されたい。